元禄国絵図事業における道程書上とその徴収目的

川村博忠

- I. はじめに
- Ⅱ. 幕府大目付による道程書上の要請
- Ⅲ. 豊後臼杵藩の対応
 - (1) 書上要領の窺出と国内諸藩への伝達
 - (2) 道程確認と最初の書上提出
 - (3) 幕府の方針変更と道程書上の再提出
- IV. 陸奥仙台藩の対応
 - (1) 担当者の上府と書上要領の窺出
 - (2) 書上の変更と奥州一紙取合せ要請
 - (3) 奥州一紙取合せ方法の変更
- V. 道程書上徴収の目的
 - (1) 寛文の「道度」と酷似した当初の道程 書上
 - (2) 書上内容の変更とその理由
 - (3) 日本総図の編集
- VI. おわりに

I. はじめに

元禄10年(1697)に開始された元禄国絵図事業で幕府が当初諸国の絵図元に調進を要請したのは各国の国絵図と郷帳のみであった。しかし、その後に必要に応じて別途提出物が追加要請されている。その別途提出物としては①変地帳、②国境縁絵図、③海際縁絵図、④道程(みちのり)書上、⑤領分付郷帳の5種類であった。

①と②は献上用の清絵図の作成に先立ち江 戸の本郷絵図小屋で幕府絵図役人による下絵 図改(下絵図吟味)の過程で必要とされ、 ③、④および⑤は下絵図改とは関係なく、諸国の国絵図・郷帳が大方出揃ったあとで必要に応じて提出が要請されたものである。その順序は先ず③の海際縁絵図が元禄14年7月に、日本総図の編集に必要として国絵図事業の総裁であった若年寄井上大和守正岑りにより沿岸諸国の絵図元に命令された。次に④の道程書上が大目付安藤筑後守重玄によって元禄15年2月に、最後に⑤の領分付郷帳が勘定奉行久具因幡守正方によって元禄15年8月に提出が要請されている。

筆者は先に拙著²⁾において元禄国絵図事業の際に幕府が集めた別途提出物として①,② および③については紹介していたものの,④ の道程書上と⑤の領分付郷帳については言及していなかった。そのため,郷帳については領分内訳を記さず郡村石高のみを列挙して,一国総石高を掲げた正式の郷帳のほかに,領分を記載する郷帳の存在することが横田冬彦³⁾の関心を呼び,渡部淳⁴⁾らによって正規の郷帳とは別に後で領分付郷帳も徴収されていたことが明らかにされている。

この領分付郷帳の前に、幕府は諸国から道程書上を徴収しているが、このことについては、これまで児玉幸多による仙台藩史料に基づく報告ががあるものの内容が十分紹介されておらず、『三重県史』別編がも伊賀・伊勢の道程書上の史料を集録しているが、この書上徴収の目的が何であったかには言及していない。そのため、本稿ではこの道程書上の国絵図

キーワード:元禄国絵図事業,道程書上,元禄日本図,一里目盛,参勤交代

事業との関連を明確にするために、豊後国臼杵藩の『豊後一国道程并郷帳之儀二付覚書』⁷ および仙台藩の『道程書上御用二付公儀伺并承合書状留』⁸ (正式には『公儀御役人衆江道程御用二付相窺申候御用之巻并公儀御役人衆町野新兵衛殿井上大和殿御用人長浜次左衛門方江坂元勘之充承合候書状留』)の2史料(図1)によって元禄の道程書上の経緯を具体的に追った上で、幕府が道程書上をいかなる目的で徴収したかを考察したい。

Ⅱ. 幕府大目付による道程書上の要請

臼杵藩の前記史料によると,元禄15年2月26日に幕府大目付安藤筑後守の発した回状が南部藩留守居より臼杵藩邸へ届けられている。回状は「申談儀有之候間,明七日之晩七時頃拙宅江可被相越候,回状留之方より可被

相返候」という文面であった。

翌27日の暮れ七つ時(午後4時頃)に、臼杵 藩江戸留守居の長屋平兵衛が筑後守邸へ出頭 したところ、松平薩摩守(鹿児島)、南部信濃 守(盛岡)、松平左兵衛佐(明石)、青山播磨守 (尼崎)、松平周防守(浜田)、西尾隠岐守(横 須賀)、松平大膳太夫(萩)、本多中務大輔(姫 路)、松平隠岐守(松山)、溝口信濃守(新発 田), 中川因幡守(岡)の留守居たちと同席す ることになった。いずれも今回国絵図調進を 受け持った大名方の留守居であって、順番に 呼出しがあった。臼杵藩の長屋平兵衛は豊後 国絵図の相持であった岡藩の留守居伊木勘介 と一緒に召し寄せられて、豊後国内の各城下 より江戸までの道程と国内各城下間の道程を 書き上げて差し出すように命じられ、次のよ うな書付を渡された。



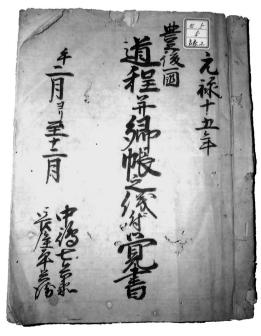


図1 右は『豊後一国道程并郷帳之儀二付覚書』 臼杵市図書館蔵。 左は『公儀御役人衆江道程御用二付相窺申候御用之巻』宮城県図書館(伊達文庫)蔵。

覚

- 一、誰城下より江戸迄之道程、但日本橋迄、一国之内誰城下より誰城下迄之道程一、万石以上居所有之所より江戸迄之道程、右同意
- 一. 海陸有之所又ハ往還両道有之所ハ両様 二書付可被差出候 以上

二月

仙台藩の前記史料によると、同じ日に仙台 藩も安藤筑後守邸への呼出しにより江戸留守 居(仙台藩では公儀使と称す)猪狩長作が出 頭したところ、道程書上を命じられ、臼杵藩 が受けたのと同じ内容の書付を渡されてい る。猪狩はこのとき筑後守より「御直」に説 明があったとして、その内容を「先年も道程 の書上はあったが、年数を経ているので、こ のたびの国絵図改訂に合わせて改めて要請す るものである。すでに新国絵図の調進を終え た国も、まだ終えていない国も、道程は国絵 図の記載と相違しないように念を入れて書き 上げてもらいたい。不明なことがあれば何度 でも窺い出るように。おのおの方は国絵図に 関係していないだろうから合点の行かないこ とは絵図役人とも相談して、道程書上の提出 は余り遅らせないようにしてもらいたい」で あったと報告している。

Ⅲ. 豊後臼杵藩の対応

(1) 書上要領の窺出と国内諸藩への伝達

道程書上は一国ごと絵図元にとりまとめの役割が命じられた。豊後では同国の絵図元であった岡・臼杵両藩の江戸留守居が幕府の指示内容を検討したが不明なことも多いため、翌日ふたり揃って筑後守邸へ伺候して次の4点を窺い出ている。①国内の各城主へは当方より連絡して道程書上を一紙にまとめるのだろうか、②西国筋より大坂まで船路のみ利用して参勤している場合でも中国筋を回る陸路の道程をも書き付ける必要があるのだろう

か, ③東海道, 中仙道ばかりでなく美濃路を も書き付けるのだろうか, ④陸路については 何町とまで細かに書き付けるのだろうか。

当日筑後守は留守であったため、岡・臼杵 両藩の留守居は窺書を筑後守家臣の根岸喜兵 衛に渡し置き、翌日再び出向いて筑後守より 直接次のような返答を受けている。

①国内の各城主には岡・臼杵両所より通達して書付を取り集め、豊後の道程を一紙に書き載せること、②大坂まで中国筋の陸路を利用しない衆は書き載せるには及ばない、③東海道と中仙道の記載で済むと思うが、美濃路については検討した上で追って知らせる、④大坂より陸路の道程は里の下の単位で「何里何町」とまでも書き載せるべきである。

岡・臼杵両藩留守居は文案を練って、3月1日に大目付より渡された書付に次のような手紙を添えて豊後国内の日出、杵築、府内、佐伯、森5藩の江戸留守居に手分けして伝えている。

以手紙致啓上候、然者去ル廿七日安藤筑 後守様江被為呼御書付壱通御渡被成候、 則別紙写懸御目申候

- 一、其元様御城下より大坂迄海上道程、大坂より東海道中仙道両品道程何茂日本橋迄如何程御座候与御書付、且叉若中国路御通り被遊候茂御座候ハ、是叉御在所より中国大坂迄之道程御書付御認可被遣候
- 一、一国之内御城下より御城下迄之道程御 書付可被遺候

右之趣各様江従私共申進、御書付請取 一紙二認候而、筑後守様江因幡守能登 守より差上候様二被仰渡候而如是御座 候、右之書付之趣御承達被成候段、筑 後守様江御届ケ不及申候由、御挨拶二 而御座候間左様御心得可被成候 以上 三月朔日

猶々御書付致出来候ハ、両所之内何方江 成共御勝手次第二可被遣候

已上

3月2日朝、岡・臼杵両藩の留守居は試みに書き上げた豊後国道程の案文を持って筑後守邸へ伺候したところ、筑後守は留守であったため家臣の大山金左衛門へ渡し置いて、暮れ七つ過ぎに再訪するように指示された。留守居両名が夕刻筑後守邸へ再び出向いたところ、預け置いていた案文についての手直しと窺出の件に関して筑後守より次のような指図を受けた。①美濃路をも書き載せること、②すべて道程の合計を「何百何拾里」と書き付けること、③城下より江戸までの道程を城主ごとに書き付けたあとに、国内の各城下間の道程を書き載せること、④御帳に仕立てるかとの窺いについては、その通りでよい、⑤判形については必要ない。

以上のような点に留意して, もう一度下書きを作成して近日中に再度窺い出るようにと 筑後守より直接仰せ渡された。

このとき岡・臼杵両藩の留守居両人は筑後 守家臣の根岸喜兵衛に、幕府で定めた東海 道・中仙道・美濃路の道程を内緒で教えても らうよう頼んだ。当方ではこれら3道につい ては駄賃付きの道程しか持ち合せがないの で、それを用いれば里数に違いを生ずる恐れ があるというのであった。

(2) 道程確認と最初の書上提出

岡・臼杵両藩の留守居は岡藩邸にて、同藩の絵図役人高田半蔵を交えて、先に上納した新国絵図の控および伺絵図を取り出して往還筋の一里塚を調べたところ、絵図面では岡城〜臼杵城および臼杵城〜佐伯城の里数が呼び慣わしのものと違っていることが判明した。岡城下と臼杵城下間は従来13里と言われてきたが、絵図面にて一里塚を数えると12里になる。また臼杵城下と佐伯城下間は従来7里余と言われてきたが、絵図面にては一里塚7個のほかに臼杵城下の入口に「御城下追手迄八町余」と記載があるので、絵図面では7里8町余とみなされる。

臼杵藩ではこのような食違いは大事なこと 故,藩主にも相談する必要があるとして新国 絵図の控図を岡藩より借用することになっ た。臼杵藩の控図は、国絵図上納を済ませた あと控図の副本をつくるために国元へ持ち 帰っていたためである。

3月8日に岡・臼杵両藩の留守居が筑後守 邸へ伺候し、先回の指示に従って作成した道 程書上の案文を筑後守家臣に見てもらったと ころ、仕様については案文の通りでよいの で、道程を絵図面と違いがないように書き上 げるようにと申し渡された。このとき臼杵藩 は、先に頼んでおいた大坂~江戸間3道の道 程の書付を役人より受けている⁹。

翌9日に岡・臼杵両藩の留守居は、連名にて道程書上の要領と3道の道程を示した書状を豊後各藩の江戸留守居方へ届けた。佐伯藩へは、とくに臼杵〜佐伯城下間の里数を新国絵図の絵図面に合わせて7里8町余とすることの了解をも求めている。

国内各藩からの道程書上が集まったことから、3月21日に岡藩留守居の伊木勘介と絵図役人の高田半蔵が臼杵藩邸へ来て、豊後の道程書上を一冊に取りまとめて、安藤筑後守の内見を願い出るための下書きを作成した。

3月24日に両藩の留守居が揃って豊後国道程書上の下書きを筑後守邸へ持参して内見を得たところ、何ら問題なく了解が得られたので、岡藩留守居の伊木勘介と臼杵藩の同役長屋平兵衛の連名で清書した。

同月晦日に両藩の留守居が同道して『豊後 国道程之書付』¹⁰ 一冊を安藤筑後守内へ提出 し終えた。この道程書上には、豊後国内7藩 領の城下・居所より江戸日本橋までの海陸道 程と国内各城下間の道程が列挙されている。 そのうち臼杵城下より江戸までの道程書上の 部分を示すと、その記載内容は次の通りであ る。

豊後国稲葉能登守居城臼杵ヨリ之道程

一、臼杵城下ヨリ

摂州大坂迄海上百四拾五里程 大坂ヨリ江戸迄東海道百三拾七里三 拾五町余

海陸合江戸日本橋迄弐百八拾弐里三拾 万町余

一、臼杵城下ヨリ

摂州大坂迄海上百四拾五里程 大坂ヨリ江戸迄美濃路百三拾九里四

海陸合江戸日本橋迄弐百八拾四里四町

一、臼杵城下ヨリ

摂州大坂迄海上百四拾五里程 大坂ヨリ江戸迄中仙道百四拾七里拾 九町余

海陸合江戸日本橋迄弐百九拾弐里拾九 町余

岡・臼杵両藩の江戸留守居はその翌日、連 名の書状をもって、国内他藩の留守居へ豊後 国道程書上の提出が完了したことを報告して いる。

(3) 幕府の方針変更と道程書上の再提出

道程書上の提出を済ませた一月余り後に. 再び安藤筑後守よりの呼出しがあった。岡・ 臼杵両藩の江戸留守居は5月9日に一緒に筑 後守邸へ出頭したところ、姫路・明石など諸 藩の留守居と同席して道程書上の書き直しを 命じられ、先日提出した道程書上の返却を受 けた。

このとき道程書上の返却を受けたのは、豊 後と同様にすでに書付の提出を済ませていた 陸奥津軽領・上野・伊賀・大和・和泉・若狭・ 播磨・因幡・讃岐・伊予・豊前・豊後・対馬 の13ヵ国であった。

筑後守より記載事項の変更が書付をもって 示され、書き換えについては本郷絵図小屋へ 出向いて,幕府絵図役人の町野新兵衛と平野 次郎左衛門の指図を受けるように申し渡され た。筑後守より改めて渡された書付は、次の ような内容であった。

何国往環筋并城下居所おも立候所より国 境迄道程之覚

一、何国何村より何国何村江出ル道 国境より何国何村江出ル道国境迄何 里何町

> (付札) 国境二字有之八書付申度候. 何れ之ケ条も同断)

是者国境より国境迄之道程、但御絵図之 壱里星をかそへ記可申候、国境之所壱里 星より余候町数ハ御絵図二書付無之二 付、隣国役人中申合、隣国之壱里星迄壱 里二致、都合候様二町数間数書付可然候

一、誰城下何之城より何国境何村出口道讫 何里何町、但何海道

右城下より誰某城下何之城迄何里何町 城下より国境迄并城下より城下迄間 之道程何ケ所二而も右之通 (付札 海上有之道程書付八、誰城下 何之城より縦ハ大坂迄海上何拾何里、 内何里ハ城下より何れ之湊迄道程)

一、誰某居所何所より何之国境何村へ出口 道讫何里何町

おも立候所より之道程も右之通 右、道程之儀、今度之御絵図之表道程二 相違無相違無御座候 以上

年号エト月

誰某内

誰印

変更された書上の主な点は、①先には各城 下より江戸日本橋までの道程を求めていた が、今回は各自の国境から国境までの道程の 書付に変わった、②先には単に国内各城下間 の道程を求めていたが、今回はそればかりで なく各城下より国境までの道程を求めてい る、③道程の書上は国絵図の一里星を数えて それと相違しないように書き上げることが強調された。

以上のように、今回の通達では道程の書上 内容が先の通達から大きく変更されている。

岡・臼杵両藩の絵図役人は、ともに国絵図作成に関わって本郷絵図小屋の幕府絵図役人になじみを得ていた。ところが元禄14年8月に豊後国の新国絵図・郷帳の上納を終えたあと、両藩の絵図役人のうち岡藩の高田半蔵一人を残していずれも国元へ帰っていた¹¹¹。道程書上の調べ変えには本郷絵図小屋での指図を受けるように指示されたことから、書上の手直しは国元の臼杵絵図役人高木佐左衛門と岩手新蔵¹²⁰にも伝えた上で、江戸にて岡藩の高田半蔵がもっぱら担うことになった。

今度の書上は国境から国境までの道程が必要とあるから、臼杵藩では領内道筋の庄屋中より里数の情報収集を行うための手配をしたが、間もなく江戸より国絵図による検討でこと足りるので、改めて在所に道程調査を求めるには及ばないとの知らせが届いたため、国元での実地調査の必要はなくなった。

豊後諸藩の担当役人は江戸において互いに 連絡をとりあい、新国絵図に描かれている一 里塚に基づいて道程を割り出した。本郷絵図 小屋への窺出はもっぱら幕府絵図役人と面識 のある岡藩の高田半蔵が担当し、同人の主導 によって下書きが仕上げられた。

豊後一国道程の下書きは、絵図小屋役人町野新兵衛の目通しを受けたうえで、高田半蔵と臼杵藩中嶋七兵衛両人の連名で清書された。元禄15年6月15日に両人が同道して、改め直した豊後一国の道程書上を本郷絵図小屋の町野新兵衛へ提出し、そのことを安藤筑後守へ報告して豊後国道程書上の上納は完了した。

最初に提出した豊後国道程書上の内容は、 臼杵城下よりの部分を既に示しているので、 それと再提出した道程書上の内容を比較する 意味で、同じ臼杵城下を起点とする部分を以 下に示してみる。

豊後国稲葉能登守城下臼杵ヨリ道程

- 一、稲葉能登守城下臼杵ヨリ攝州大坂迄海 上百四拾五里余
- 一、右城下ヨリ中川因幡守様御居城岡迄陸路拾四里
- 一、右城下ヨリ松平対馬守様御居城府内迄陸路七里
- 一、右城下ヨリ木下右衛門太夫様御居城日 出迄陸路拾四里
- 一、右城下ヨリ松平日向守様御居城木付迄陸路拾七里
- 一、右城下ヨリ毛利周防守様御居城佐伯迄陸路七里八町余
- 一、右城下ヨリ大坂迄陸路終不致往来候
- 一、参勤交替之節ハ東海道美濃路中仙道、 此道筋致往来候

豊後7藩領のうち岡藩を除く6藩主は参勤 交替にていずれも各自の城下(森藩は居所) より海路のみを利用し、大坂までの海上里数 (内陸の森藩は湊の頭成までの陸路を含める) を記していて、大坂よりは東海道・中仙道・ 美濃路のいずれかを利用するものの、その江 戸まで陸路の里数は記していない。

参勤に海路のみでなく陸路も利用する岡藩の場合は「中川因幡守城下岡ヨリ豊前国内裏村迄陸路三拾八里余、但是ヨリ長門国下関江相渡中国海道致往還候、右城下ヨリ攝州大坂迄海上百五拾四里余、内拾三里余八城下ヨリ船場三佐町迄之陸路(中略)参勤交替之節ハ東海道美濃路中仙道此三筋之内致往還候」のように陸海両方の道程を記している。

岡城下よりの陸路は豊前国境の内裏村までの道程を記し、下関よりは中国路の利用を示すもののその里程は記載していない。海路は城下より三佐までの国内道程13里余を加えて大坂まで154里余と記している。

Ⅳ. 陸奥仙台藩の対応

(1) 担当者の上府と書上要領の窺出

元禄度の国絵図事業において、陸奥の国絵図は①津軽、②南部、③仙台、④磐城・棚倉・相馬、⑤福嶋、⑥会津、⑦白河・三春・二本松の各領分の7張に分割して作成された。したがって当初、筑後守の指示による各城下から江戸までの道程と国内各城下間の道程を書き上げるためには、各絵図元間での情報交換が必要となる。そのため幕府申し渡しの翌日、南部、二本松、磐城および三春藩の江戸留守居らが陸奥国内の留守居に呼びかけて相談し、各々在所より絵図役人を呼び寄せて新国絵図に基づいて協議することを申し合せた。

仙台藩では江戸家老を通じて国元へ絵図元 締めと絵図巧者の上府を求めたところ,元締 めに熊谷半右衛門,絵図役人に窪田孫八郎が 命じられた。両人は領内道程の大概を把握す るため,先ずは昨年調進を終えたばかりの仙 台領国絵図を一間四方ほどに縮めて道筋に一 里塚を描き入れた小絵図を作成して,それを 江戸へ持参したいと申し出た。

ところが、他領の絵図役人らはすでに上府している様子であることから、仙台藩ではとりあえず熊谷・窪田両人を急ぎ江戸へ登らせて事情を確かめ、その上で必要があれば小絵図は江戸にて作成することになった。両人は足軽2人を伴って3月15日に仙台を発ち、22日に江戸に到着している。江戸での幕府との折衝は江戸留守居の猪狩長作が主として受け持つことになった。

猪狩長作は3月28日に藩主の登城に同伴して弘前藩の留守居と出会い、弘前藩が安藤筑後守に窺い出て書き留めた覚書を借用する約束をして帰った。弘前藩の覚書を見せてもらってから、仙台藩でも子細を検討した上で質問事項をまとめて筑後守内へ窺い出ることにし、とりあえず仙台領道程の小絵図作成を

雇絵師の源四郎に依頼した¹³⁾。

弘前藩から借用した覚書を熊谷半右衛門と 窪田孫八郎で検討したところ、公儀の指示内 容とは十分には合致しないようであったた め、両人は公儀の示達に従って、先ずは独自 に下書きを作成してみた。それに質問を添え て、4月25日に留守居の猪狩長作が次のよう な案紙をもって、筑後守内へ内意を窺い出 た。

陸奥国之内松平陸奥守城下仙台北目町より江戸日本橋迄之道程

- 一、仙台城下北目町より苅田郡越河村宿通江戸日本橋迄何拾何里何拾何間
- 一、仙台城下北目町より宇多郡駒ヶ嶺村宿 通江戸日本橋迄何拾何里何拾何間 同国之内他領城下迄之道程
- 一、仙台城下北目町より相馬図書頭様御城 下中村迄何拾何里何拾何間
- 一、右同所より内藤能登守様御城下岩城平迄何拾何里何拾何間

(中略)

右之通り御座候 以上 元禄拾五壬午年四月

筑後守用人の根岸喜兵衛と松井清右衛門が 応対して、道程書上については案紙の通りに て了承された。別紙をもって窺い出た3件の 質問内容とそれに対する筑後守内からの回答 は概略次の通りであった。

①仙台城下より江戸日本橋までの道程には御領や私領を多く含むが、書上は陸奥国内だけを国絵図に違わないように調べるだけで、その他は従来慣わしの駄賃付道程をもって記せばよいのか。この問いに対しては、陸奥国内ばかりでなく道筋すべてを一領切に問い合わせて道程を書き付けるべきである。②海陸往還両様の書き分けとあるが、藩主が参勤に利用しない道程の書上も必要だろうか。この問いに対しては、江戸への道筋を一つに限ら

ず書き付けるのは自由であるが、参勤往来のない道筋は書き上げるには及ばない。③松前志摩守(松前)城下までの道程、松平出雲守(梁川)と松平宮内少輔(桑折)の居所への道程書上も必要だろうか。この問いに対しては、松前城下は海際までの道程を書いて船路は言い慣わしで大よそを書けばよい。ただし梁川と桑折の道程は書くには及ばない。

さらに別途の質問にも、次のように回答し ている。④道程の記載は「何拾何町何間」と 間数までも書くのかとの問いに対しては, 「何拾何町余」と書いて間数まで書くには及 ばない。⑤この種の書上には従来領主の直名 は記さなかったが、今回の道程書上には領主 の直名が必要だろうか、 あるいは家老一名な いしは連名でよいのであろうか。この問いに 対しては、領主の直名がないと何方からの書 上か判別できなくなるので、年月日の下に領 主の直名を記すべきである。⑥申渡しにて 「先年も道程の書上があったが、年数を経て いるので」と説明されたが、この先年の道程 書上とは何年頃のことであろうか。この問い に対しては即答できないので、追って申し伝 えるとの回答を受けている。

今回命じられた道程書上は国内であっても 領地ごとにいちいち里数を調べ、公領があれ ばこれまた問い合せが必要のようであり、諸 藩の留守居の間では今度の御用は「ちよっと 仕候儀と存候得ば、扨々こまか成事に御座 候」と愚痴がでる始末であった。

仙台藩では江戸留守居の猪狩長作が筑後守 邸へ参上して、道程書上作業の困難さについ て相談したところ、筑後守は心得のためと 言って、この仕事には先般国絵図作成に携 わった主たる役人が加わらなければ作業の段 取りはつけにくいだろう。とにかく国絵図作 成に関わった人物が絵図小屋へ出向いて、幕 府絵図役人よりるる説明を受ければ事は運び やすいであろうと答えている。

そのような事情から、猪狩は先に国絵図作

成の責任者であった山口内記か松元采女が国 元から上府しないなら、この仕事に誰か責任 ある人を命じてもらいたいと江戸家老へ申し 出た。そして猪狩自身は藩主の帰国に伴うこ とになったため、当面幕府との折衝は大越十 左衛門が代わって勤めることになった。

(2) 書上の変更と奥州一紙取合せ要請

安藤筑後守ではなく、今回は若年寄の井上 大和守からの呼出しを受けて5月12日に大越 十左衛門が大和守邸へ出頭した。すると大和 守家臣の長浜次左衛門を通じて、先に申し渡 した道程の書上内容を変更する旨が伝えら れ、改めて書上項目の書付一通を渡された。 その通達は、岡・臼杵両藩が5月9日に受け たものとまったく同じであるので、ここでの 再掲は控える。

次左衛門の説明では今回通達の紙面に何か 不明な点があれば、当方ないしは本郷絵図小 屋の町野新兵衛のもとに何度でも出向いて問 い合わせるようにと聞かされた。そしてま た、陸奥国内の各藩から書き出される道程書 付を仙台藩で奥州一紙に取りまとめるように 要請された。仙台は大藩であるというのが要 請の理由であった。

仙台藩では大越十左衛門が持ち帰った通達 文の内容を検討したところ不明なことが多い ため、子細の聞き合せが必要となった。ただ し公儀への窺出には国元から登ってきた熊 谷・窪田両人では身分不足であることから、 先に国絵図の仕事にも加わっていて、ある程 度事情に通じている江戸留守居の坂元勘之充 が当ることになった。

坂元勘之充は熊谷・窪田を交えて幕府より 渡された通達の書付をよくよく検討したうえ で、子細を窺い出るため紙面の各箇条に付札 をして5月27日熊谷・窪田両人を連れて井上 大和守邸へ伺候した。

応対した次左衛門が申すには、道程書上の 御用は安藤筑後守より仰せ出たものであって 自分たちが「首尾仕儀」ではないが、絵図小屋にての吟味が必要であるため、各所から窺出があれば絵図小屋役人へも相談するように伝えていると前置きした上で、付札の件については次のように概略の示唆を与えた。「おも立ち候所より之道程」とは京境や日光などのような場所よりの道程であって、必要なところは絵図小屋にて該当する国にばかり別紙に書き示して渡すことになっており、奥州には主立ち候所はないものと心得てよい。

国境より国境までの道程書上は、先ずは仙台領分絵図であれば、例えば奥州街道のうち南部領境より越河境(福島領境)まで「何里何町何間」と国絵図の通り書き上げればよい。陸奥一国の国絵図は7張分割にて献上が済んでいるので、道程書上は7通りを取り集め一紙にまとめることになるが、仙台藩は大家であるから其元で取りまとめることになっている。

陸奥国松前より陸奥・下野両国の境である 境明神まで一国の道程を段々に隣領と申し合 せて繋ぎ通すことになる。国絵図にて領境の 築留の一里塚から境界までは町数が分からな いので、境界をはさんで築留一里塚間の町数 が双方合せて36町になるように互いに隣領の 役人と協議して書き上げるべきである。

松前については城もなく、国絵図も別通りに納められたので松前への道程は構いなく、 津軽の海際より下野境の境之明神まで道程を 段々に継ぎ合わせて書き上げればよかろう。 其元の城下より他領の城下への道程も奥州内 は残らず書き上げることになっている。

また領境に名のある場合、たとえば南部境の赤石ケ鼻のように名のある所はそれを書いて、名の有り無しをはっきりさせてもらいたい。書上の差出人は留守居でも絵図役人であっても構わない。何れにせよ当方にて下見をするので、先ずは下書きをつくり当方へ持参すればよかろう。

同じ日の夕刻坂元勘之允は熊谷・窪田両人

を伴って本郷絵図小屋へ出向き、町野新兵衛へ御用の件を窺い出た。絵図小屋での指図は、長浜次左衛門の指図したことと同じであった。すでに道程書上を済ました国があればいずれかを見本として写させてもらえないか、と次左衛門に尋ねたところ、提出済みの道程書上は絵図小屋に預かり置いているので、一両日中に写して貸し与えようということになった。

数日後に絵図小屋の町野新兵衛から見本として渡された道程書上の写しは、井上大和守領(亀岡藩)のある丹波国のものであった¹⁴⁾。 その冒頭と末尾の部分を紹介しておく。

丹波国京海道往還筋并城下居所より国境 迄之道程覚

一、丹波但馬両国境上り尾峠より丹波山城 両国境大江坂迄弐拾壱里八町四拾間

> 内、八町ハ但馬境丹波壱里山より上 り尾峠迄、四拾間ハ山城境丹波壱里 山より大江坂迄

一、丹波丹後両国境(丹後境川村、丹波下 大江村)平地境杭より丹波山城両国境大 江坂迄拾六里弐拾町

> 内、半里ハ丹後境丹波国壱里山より 境杭迄

拾町山城境丹波壱里山より大江坂迄 一、丹波国天田郡福智山朽木伊予守城下よ り山城国境大江坂迄拾六里弐拾町

右福智山城下より笹山城下迄八里

一、同国桑田郡亀山井上大和守城下より同 境迄壱里弐拾町

> 右亀山城下より福智山城下迄拾五里 (中略)

- 一、同国船井郡園部小出伊勢守居所より同境迄五里半余 右道程之儀今度御絵図之面道程相違無御 座候
- 一、江戸江之往還道 東海道 中山道 美濃路

右三筋二而御座候 以上 元禄十五壬午年五月

誰内

誰 印

6月7日に坂元勘之充長屋に熊谷と窪田の3名が集まって、奥州諸藩の役人へ遣わす書状を作成した。その下書きを幕府絵図役人町野新兵衛に目通しを願った上で、坂元の名で国内諸藩の役人へ送付した。白河藩役人に宛てては、白河城下から下野国境明神までの道程と築留の一里塚から下野国境までの町間の測定を依頼した。仙台藩の坂元が奥州諸藩へ宛てた書状は次のごとくであった。

覚

- 一、陸奥国松前往還通道筋、津軽領海際より陸奥下野両国境境明神迄一国之道程国境より国境迄、段々隣領申合、領境之所 ハ縦ハ仙台領分境築留之一里塚と隣領南部領分境目築留之一里塚之間、町数双方境目迄三拾六町二都合仕候様二申合、仙台城下より南部城下迄何拾里何町余と書上申儀と奉存候
- 一、同国苅田郡白石城松平陸奥守城下より 下野国境明神まで何拾里何町と書上申候 はゝ陸奥守仙台居城之訳相見得申間敷哉 と奉存候間、同国仙台領苅田郡白石城下 より下野国堺明神まて何拾里何町何間と 書上申様二と罷成儀二御座候哉之御事 以上

六月十日

仙台藩からの伝達を受けた他藩の役人たちからは、領境より領境までの道程を次々に「何里何町余」と間数を省いて双方あらましにて取り合わすことになれば、全体では間数不足を生じて不正確になるのではないかとの疑問の声がでた。そのため熊谷・窪田両人が坂元勘之充の使いとして、絵図小屋の町野新

兵衛のところに出向いて、このことについて 窺い出た。新兵衛の答えは国境のところばか りは築留の一里塚より国境までは「何町何拾 間」と子細を示すものの、領境の所は双方と も町数まで記せばよいとのことであった。そ れによって道程不足になっても構わないの で、そのように他領の役人へも申し伝えるよ うにと指示された。

(3) 奥州一紙取合せ方法の変更

大和守内から対談したい用件があるとの呼出しで6月18日に坂元勘之充が熊谷・窪田両人を連れて大和守邸へ出頭したところ,長浜次左衛門より道程書上の陸奥国の取合せ方を再び変更する旨が申し渡された。次左衛門が申すには,奥州一国の道程を領分ごとに取り合せていては早急にはできず埒があかないだろう。そのため奥州7張の国絵図切にそれでもらい,奥州一国一紙への取合せは公儀にて行うことにする。その上で一紙の下書きを貴殿に渡すので,其元に奥州各絵図元の役人衆を集めてそれを清書し,陸奥国道程書上を連判をもって仕上げるようにと申し渡された。

仙台藩は自領の国絵図の範囲に従って北は 南部境より南の福嶋領境越河通り、出羽方は 笹谷境より越河通り、猿鼻境より小坂通りの 3箇所の道程を書き出すように指示された。 このような長浜次左衛門の指示に従って、仙 台藩はその数日後に次のような領分道程の下 書きを作成して大和守邸へ持参した。

長浜治左衛門方へ差出候道程書立、勘之 充持参仙台領分道程之覚

- 一、南部御領境より福嶋御領境迄五拾里弐拾三町四拾弐間
- 一、仙台城下より南部御領境迄三拾四里弐拾六町五拾壱間
- 一、仙台城下より福嶋御領境迄

拾五里三拾弐町五拾壱間

一、羽州山形御領境笹谷峠より福嶋御領境迄

拾四里五町四拾八間

一、羽州山形御領猿鼻山より福嶋御領迄 九里三拾弐町拾壱間右之通御国絵図之道程御座候、以上 六月十八日

> 松平陸奥守内 坂元勘之充

大和守内の長浜次左衛門よりまたも坂元勘之充へ6月晦日の朝に出頭するように要請があり、都合がつかなければ熊谷半右衛門でもよいとのことであった。窪田孫八郎は国元の実父の死去により忌中にて公務を離れていたため、坂元は熊谷のみを伴って大和守邸へ出向いたところ、再び道程書上の取合せ方を変更する旨を聞かされた。

次左衛門が言うには先回申した国絵図切に よる取合せではとかく支障が生ずるので、最 前のように一領切にて書き出してもらいた い。奥州一国道程の一紙への取合せは公儀に て行うので、できるだけ早急に領分ごとの道 程書上を絵図小屋へ提出してもらいたいとい うのであった。

領分道程書上の絵図小屋への提出はできるだけ急ぐように促されたが、仙台藩では藩主が帰国しているので若干の猶予を願ったところ7~8日の延引はよかろうと許された。同藩は領内の道程書上を公儀へ提出する前に藩主の一覧を仰ぐため、翌日その下書きに藩主がのみこみ易いように詳細な付札をして飛脚にて国元へ送付した。国元からは奥州城下間の道程記載のうちに仙台および白石より猪苗代城への道程を記していることに藩主が不審を抱いているので、江戸において会津藩役人によく聞き合せるようにとの返報が届いた。

猪苗代城地の件は先にも会津藩役人および 幕府絵図役人に問い合わせたことではある が、再度会津藩絵図役人ばかりでなく長浜次 左衛門と絵図小屋の町野新兵衛にも確認した ところ、猪苗代城は会津領国絵図にも描かれ ているので城地の扱いでよろしいとのことで あった。7月19日には奥州道程の国端にある 津軽・南部・相馬・福嶋4藩の絵図役人が坂 元勘之充の長屋に寄合って、最終的な打ち合 せを済ませたあと、料理を出してこの度の仕 事の骨折りを互いに慰労し合った。

坂元勘之充と熊谷半右衛門は,7月21日に本郷絵図小屋へ完成した仙台領道程書上を持参した。幕府絵図役人の町野新兵衛と平野次郎左衛門両人が列座してそれを受け取り,仙台領道程書上の提出は完了した。道程書上の提出を済ましたことを井上大和守家臣長浜次左衛門はもちろん当初に道程書上を命じた大目付安藤筑後守をはじめ老中の阿部豊後守と稲葉丹後守内へも届け出た。

最終的な奥州一国道程書上の判形など絵図役人間で申し合せておくべき仕事を終えたので、熊谷半右衛門・窪田孫八郎の両人は7月27日に帰国が許された。その後8月2日に公儀によって取りまとめられた陸奥国一紙の道程書上が長浜次左衛門より仙台藩へ届けられた。

奥州絵図元諸藩の責任者らが署名して最終的に仕上がった陸奥一国の道程書上「陸奥国往還筋并城下居所より国境迄道程之覚」は、仙台藩の前記史料に写されているほか、帳仕立ての写としては南部藩の『奥州道程記』¹⁵⁾(内題は「公儀江御書上之奥州往還之道程」)が残されている。

V. 道程書上徴収の目的

以上, 臼杵藩と仙台藩の事例によると,元禄度の道程書上は大目付安藤筑後守により元禄15年2月に諸国の絵図元に命じられた。豊後国は7藩が分立していたため,絵図元の臼杵藩は相持の岡藩とともに残る国内5藩と連絡を取り合う必要があった。陸奥国は範囲が

広くて国絵図が7張に分割作成されていたため、他藩の関係者と多くの出会いや書簡のやり取りが必要であってとくに苦労を伴った。しかし幕府の急ぎの要請によって豊後、陸奥両国ともに命令を受けたあと4~5ヵ月後には道程書上の提出を完了している。

ところで元禄度の道程書上の幕府要請は当初より首尾一貫したものではなく、当初要求した書付内容が事業の中途で変更されているのが注目される。そのような変更はいかなる理由によるものであったか。そもそも幕府の道程書上徴収の目的は何であったかという根本問題について考えてみる。

(1) 寛文の「道度 | と酷似した当初の道程書上

幕府は元禄国絵図事業のおよそ30余年前の 寛文9年(1669)に、明暦の大火で被災した 正保日本図の再製を行っていた¹⁶⁾。そのとき 大目付北条安房守氏長(正房)は諸国より 「道度」(みちのり)の書付を徴収¹⁷⁾して日 本総図の編集に用立てていた。

このたび大目付安藤筑後守が当初,諸国の 絵図元に提出を要請した道程書上の内容は先 に北条安房守が諸国から集めた寛文の「道 度」書付に内容がきわめて似通っている。寛 文度の诵達は次のごとくであった。

覚

- 一、国主居城ヨリ到江戸道度何里
- 一、国中城々へ居城ヨリ何里
- 一、一門大臣ノ家来居所并他国へ国主居城 ヨリ何里
- 一、隣国近所ノ城地へ道度何里
- 一、海上有之分ハ何湊ヨリ出船何湊へ海上何里

右、御絵図御用二入候間、御書付可被差 上候 以上

北条安房守

(寛文9年) 五月二十六日

この寛文度の通達を今回の最初の通達と比較すれば、書上の要求内容がよく似ていることは一目瞭然であろう。両度の通達はともに諸国の城下より江戸日本橋までの道程と国内城下間の道程の書上を主とした指示である。寛文の通達では「道度」の書付が「御絵図御用」のためとはっきりうたっているが、元禄度の場合はそのような文言は示されていない

しかも今回の道程書上徴収の時期は、まさしく本郷絵図小屋にて日本総図の編集が行われた時期¹⁸⁾ にも重なっていて、元禄の道程書上は当初から日本総図の編集を意図したものであったことを予測させる。

(2) 書上内容の変更とその理由

幕府が最初に道程書上を命令したのは元禄 15年2月であったが、5月になって書上事項 の変更を示達している。このとき既に13カ国 は当初の要請に従って道程書上の提出を終え た後であったため、それらの国々に対しては 書き替えが命ぜられている。

ところで道程書上変更の要点は、当初は各国の城下より江戸日本橋までの道程を求めていたが、変更後は国ごとに国境の入口から出口までと城下から国境までの道程を求めるものであった。

最初に道程書上を命じたのは大目付安藤筑後守であったが、書上内容の変更後は井上大和守家臣の長浜次左衛門と勘定方で幕府の絵図小屋役人を務めた町野新兵衛および平野次郎左衛門がもっぱら采配している。長浜は井上大和守のもとで諸国の国絵図調進を万端指図した人物であり、町野と平野は本郷絵図小屋において諸国の国絵図の下絵図改を行なうなど、いずれも幕府側で国絵図事業を主導していた面々である。

幕府は道程書付を徴収していくなかで,日本図編集の作業に必要な道程資料(距離データ)にブレが生じたため、書付事項を変えて

書き換えを要請したのである。このような変更は、日本総図の編集を手掛けていた本郷絵図小屋役人による実際の作業過程のなかで必要が生じたものと考えられる。そのため諸国より提出された道程書上は、最終的には本郷絵図小屋に集約されたのである。

(3) 日本総図の編集

江戸幕府の日本総図は、基本的には全国の 国絵図を下図にして隣接国を順次に接ぎ合せ て集成されている。ただ元禄度の場合は編集 の事情がやや異なったようである。

国絵図事業の開始からほば5年を経て、諸国の国絵図が出揃いはじめた元禄15年2月に、幕府は本郷の絵図小屋で日本総図の編集に着手し、そのために必要な海際縁絵図の提出を沿岸諸国の絵図元に命じていた。岡山藩江戸留守居はこのときの幕府要請を国許へ以下のように伝えている¹⁹。

日本国中之御絵図、此度一枚絵図二認り申候、就夫、陸国境ハ何茂縁絵図大和守二取置、其許様之縁絵図も有之候、海表之儀は前々より申達候通、境究りかたきこと故、縁絵図無之候、御領内も其通二候、諸国より御上納之御絵図二而、壱枚絵図取立申義は成安キ事二候得共、御上納之御絵図ハ未御上覧無之故、御蔵より取出申事難成候、就夫、縁絵図を以、此度一枚絵図取合申義二候

この書状の文面からすると、元禄日本図の編集には将軍の上覧を済ませていないため、御蔵に収納した国絵図を利用できず、すでに徴収済みの国境縁絵図と改めて徴収した海際縁絵図を利用せざるを得なかった。つまり元禄日本図は国絵図を直接下図として集成されたのではなく、国境縁絵図と海際縁絵図の組み合せによって作製されたのである。陸地は国境縁絵図をもって隣接の国々を順次に接ぎ

合せて骨組みをつくり、それに海際縁絵図を 加えて日本全体の輪郭と内陸の国分けが仕上 がったようである。

このような日本総図の編集方法であれば、 国々を接ぎ合わせるのに国の入口から出口までの道程と城下など国内の要地から国境までの道程(近距離データ)が欠かせない資料となろう。当初に幕府が求めたのは各国城下間の道程と城下から江戸日本橋までの道程(長距離データ)であったので、編集作業の必要上、改めて一国の端から端までの道程(近距離データ)が必要になったものと考えられる。

元禄15年(1702)12月に完成した元禄日本図の写²⁰⁾をみると、街道筋には一里ごとの目盛りが細やかに付されている。臼杵藩および仙台藩の事例によれば、幕府担当者は、書付内容を変更したあとの道程書上では国内城下間の道程が国絵図に図示された一里塚によるものと相違がないように強く留意を促していた。また街道筋での領境および国境にては、双方の築留め一里塚から境界までの町間を足し合わせて36町(1里)になるように指図していた。このような幕府側の指図は、道筋里数の連続性に意を用いていたことを思わせるのである。

元禄の道程書上はこれを命じた幕府の通達 にその徴収目的は明記されていないものの, それが日本総図の編集に利用するためであっ たことは疑いなかろう。

Ⅵ. おわりに

豊後臼杵藩および陸奥仙台藩の史料によって,幕府が元禄年間の国絵図事業に関連して諸国から徴収した道程書上の経緯を具体的に追うことができた。その結果,幕府が当初に命じた道程書上の内容は中途で変更されたことが明確になった。

当初の道程書上は、寛文年間の正保日本図 再製の際に大目付北条氏長が要求した諸国の 「道度」徴収とほぼ同じ内容の書上であったが、その書上事項が中途で変更されたのは元禄日本図作製の実務担当者が編集作業上、城下より江戸日本橋までのような長距離データではなく、国境縁絵図による国々の接合のためにより有効な国ごとの短距離データを求めたことによるものと推測される。

元禄日本図は国境縁絵図、海際縁絵図および道程書上の3種類の資料によって編集されたと考えられる。国境縁絵図は下絵図改めで必要とされ早くから絵図小屋に集められたが、海際縁絵図と道程書上の提出が命じられたのは同じく元禄15年2月であった。幕府はこの頃に日本総図編集の段取りをはじめたようである。海際縁絵図と道程書上の2種類はあくまで日本総図の編集に必要な資料として徴収されたのである。

元禄日本図の記載内容を岡・臼杵両藩が提出した豊後国道程書上と比較すると、豊後諸城下から大坂までの船路里数はいずれも一致し、また陸奥国道程書付で仙台藩主が疑問をもった猪苗代城は、幕府絵図役人の指摘した通り元禄日本図には□印の城型記号をもって図示され「猪苗代城」と明記されているのが確認できる。

(注)

- 1) 同人は元禄10年(1697) 国絵図改訂事業の 開始時には寺社奉行であったが,元禄12年 若年寄に昇進した。
- 2) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院, 1984), 223~232頁。および『国絵図』(吉川弘文館, 1990), 151~154頁。
- 3) 横田冬彦「元禄郷帳と国絵図―丹波国を中心に一」,文化学年報4,1985,169~201頁。
- 4) ①渡部淳「元禄郷帳徴収について」, 海南史学24, 1986, 21頁。②岸上宰士「摂津国郷帳について一元禄十五年対幕差出帳の研究一」, 海南史学28, 1990, 20~44頁。③杉本史子「領主附郷帳関係」(三重県編『三重県史』別編, 1994), 319~320頁。④福田千鶴

- 「尾張藩士茜部相嘉と諸国郷帳の成立」, 史 料館研究紀要26, 1995, 143~196頁。
- 5) 児玉幸多「元禄の道程書上」,文部省史料館 報14,1971,2~3頁,のち児玉幸多『近世 交通史の研究』(筑摩書房,1986)に再録。
- 6) 三重県編『三重県史』別編, 1994, 315~ 319頁。
- 7) 臼杵市立図書館蔵、資料番号189。
- 8) 宮城県図書館蔵、函21-2。本竪冊史料のほかに道程書上に関する公儀役人への窺書写、奥州諸藩の役人との往復書簡など多くの関連史料が残されている。また仙台市博物館の『伊達家寄贈文化財目録』(古文書2・記録)の「公儀書出類(四9)の中にも関連する史料が含まれている。
- 9) 渡された書付によると大坂より江戸日本橋 までの里数は東海道が137里35町余,中仙道 が147里19町余,美濃路が139里4町余で あった。
- 臼杵市立図書館蔵、史料番号184および 185.
- 11) 川村博忠「臼杵市立図書館所蔵の豊後国絵図」(臼杵市教委区委員会編『臼杵市所蔵絵図資料群調査報告書』, 2005), 45頁。
- 12) 両人は岡藩の高田半蔵・井上彦右衛門と共 に江戸で豊後国絵図の改訂を勤めた臼杵藩 の絵図役人である。
- 13) 宮城県図書館所蔵「仙台領内道程絵図」 (KD685-セ1・21-2) が該当する。
- 14) 元禄国絵図作成の際に幕府は隣国との国境相互確認のために縁絵図の突き合せを求めてその手本絵図を示したが、それも井上大和守の領地(亀山藩)のある丹波の例をもって示していた。
- 15) 国立公文書館内閣文庫蔵, 資料番号178-2。
- 16) ①川村博忠「江戸幕府撰日本図の編成について」,人文地理33-6,1981,537~539頁。 ②藤井譲治「二つの正保日本図」(藤井譲治・杉山正明・金田章裕『大地の肖像ー絵図・地図が語る世界』,京都大学学術出版会,2007),326~344頁。
- 17) 諸国から徴収した道度書付を編集したもの とみられる『諸国道度』の写,上下2冊(H -110-1-130) が国立歴史民族博物館(秋岡

コレクション) に所蔵される。

- 18) 前掲16), ①539~541頁。
- 19) 『今度御国絵図改り候二付御奉行衆より御渡シ被成候御書付之写并御口上二而被仰渡候
- 通覚書控』,元禄12年2月,雑B6-2,岡山大学附属図書館(池田家文庫)蔵。
- 20) 明治大学図書館(蘆田文庫) 蔵『元禄日本総図』。